

# 生徒心得

本校の教育目標を達成するため、生徒の守るべき心得を次のように定める。愛知県立江南高等学校の生徒である皆さんは、高校生としての自覚のもとに、また、一日一日を大切にしたい学校生活を送るために、この生徒心得を必ず守り、集団の一員として行動するよう心がけよう。

## 1 学 習

授業中心の学習が、無理や無駄のない最も効果的な方法である。予習・復習に積極的に取り組み、地道にコツコツと勉強しよう。

- (1) 始業の前に、授業の準備、着席をし、授業の開始を待つ。
- (2) 家庭学習は予習、復習を中心に、毎日の勉強が継続して行えるよう計画をたてる。
- (3) 基礎的、基本的事項は反復練習し、基礎学力を身につける。また、理解できないところを後日にもちこさないようにする。
- (4) 授業を大切に、心身ともに健康な状態で受講できるよう努める。

## 2 考 査

考査は平素の学習の成果をためす機会であり、つぎの飛躍への出発点である。全精力を傾けて受験しよう。また、その結果に一喜一憂することなく、それをつぎの学習に生かし、学力の向上に努めよう。

- (1) 考査期間中は6列で前席から番号順に着席する。
- (2) 考査に必要な筆記用具以外のものは整頓して廊下に出し、机中には入れない。
- (3) 考査中の物品の貸借、下敷の使用、私語、途中退場は認めない。
- (4) 考査開始1週間前から終了まで、職員室への入室を禁止する。
- (5) 考査を無断で、または正当な理由なく欠席した場合は、その科目を0点とする。病気等で欠席した場合は、医師の証明書及び考査欠席届を提出する。
- (6) 不正行為は厳に慎むと同時に、教室内への携帯電話（スマートフォン）等の持ち込みなどをしてはならない。

## 3 出欠席、忌引等

健康は第一の富である。常に健康に心がけ、欠席しないよう努めよう。

- (1) 予鈴の前までに登校を完了する。
- (2) 正当な理由なく遅刻、欠席をしてはならない。また、始業時から終業時までには許可なく校外へ出ない。
- (3) 欠席、遅刻、早退等の場合は、必ず事前に担任に届ける。急病等で欠席または遅刻する際には、朝8時20分までに保護者より学校に「きずなネット」または電話にて連絡をする。
- (4) 遅刻した場合には、入室許可願を必要とし、入室許可証がなければ教室へ入れない。

- (5) 早退する場合には，外出（早退）許可願を必要とし，外出（早退）許可願を持って下校する。
- (6) 外出をする場合には，外出（早退）許可願を必要とし，外出（早退）許可願を持って外出する。（帰校後，外出（早退）許可願を生徒指導課に返す。）
- (7) 欠席が7日以上に及ぶ場合は，医師の診断書（病気），もしくは保護者の理由書（病気以外）を添える。
- (8) 公式試合の場合は，出席扱いとする。ただし，授業は欠課となる。
- (9) つぎの場合は忌引となる。

父母の死亡…………… 5日以内

祖父母及び兄弟姉妹の死亡…………… 3日以内

伯叔父母の死亡…………… 1日

その他の同居家族の死亡…………… 1日

父母の祭祀…………… 1日

なお，この規定により難しい場合は学校の判断による。

#### 4 日 課 表

時間を守り，規則正しい学校生活を送ろう。

〈月曜日65分平常授業〉

S T	8:35 ~ 8:40
1 限	8:45 ~ 9:50
2 限	10:00 ~ 11:05
3 限	11:15 ~ 12:20
昼 食	12:20 ~ 12:55
4 限	13:00 ~ 14:05
5 限	14:15 ~ 15:20
6 限	15:30 ~ 16:05
学年清掃	16:05 ~ 16:15

〈65分(火,水,木,金)平常授業〉

S T	8:35 ~ 8:40
1 限	8:45 ~ 9:50
2 限	10:00 ~ 11:05
3 限	11:15 ~ 12:20
昼 食	12:20 ~ 12:55
4 限	13:00 ~ 14:05
5 限	14:15 ~ 15:20
清 掃	15:25 ~ 15:35
終 礼	15:40 ~ 15:50

〈備考〉

- (1) 65分授業を平常とするが，5分短縮授業とする場合がある。
- (2) 基礎力テスト（8：35～8：45）を年間11回実施する。
- (3) 基礎力テスト実施時の授業時間帯は，平常より10分遅れとする。
- (4) 部活動は顧問の先生の付添指導があるときは，18：00まで認める。
- (5) 最終下校時刻は，18：30とする。

## 5 登下校について

通学には制服（服装規定は別記）を着用し、生徒手帳を携帯する。また、交通ルールを守り、事故のないよう心がける。

- (1) 登下校は、安全な経路を通行する。
- (2) 登下校に、自動二輪車、原付自転車、自動車等の利用は厳禁とする。
- (3) 自転車通学は許可制とする。許可された生徒は許可条件を確実に守り、事故のないよう注意すること。道路交通法、許可条件及び学校で定める規則に違反したときには、自転車通学を停止または取り消しをすることがある。

### ○自転車通学の許可条件

- ア 特殊な自転車（ミニサイクル等も含む）は使わないこと。
- イ 防犯登録をすること。
- ウ ヘルメットを着用することが望ましい。
- エ 雨天時は雨ガッパを着用し、傘さし運転はしないこと。
- オ 自転車は常に整備し、特に灯火、ブレーキの故障のものは使わない。
- カ 自転車は指定された場所に整頓しておき、必ず施錠すること。
- キ 自転車には、後部の見やすい場所に校章、番号入りの自転車通学許可証をつける。

## 6 生活

常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、自己の行為に対して責任を持つとともに、本校の名誉を傷つけないよう行動しよう。

### (1) 挨拶

挨拶をすることは社会生活の基本である。家族、地域の方、学校の先生、クラスメイト、どんな人に対してもしっかりと挨拶しよう。

### (2) 時間の厳守

学校での生活は常に時間を厳守し、定められた時刻の5分前には集合、準備等が完了しているようにして、次の行動がすぐできるようにしよう。

### (3) 外出

- ア 保護者に無断で夜間の外出、外泊はしない。
- イ 不健全な場所に入ってはいけない。

### (4) 学割証

学割証が必要な場合は、学割証交付願を提出する。

### (5) アルバイトは原則として禁止する。経済的な理由などで、やむを得ず必要とする場合は学校の許可をうける。

## 7 その他

高校生として守らなければならないことは多くある。お互いにルールを守り、協力しあい、楽しい思い出となる高校生活を送ろう。

- (1) 先生、来客、生徒相互に挨拶しよう。
- (2) 異性との交際は、高校生らしく、明るい節度あるものにしよう。
- (3) 持物には、必ず記名する。

- (4) 公共の施設、設備は大切に使用し、もし破損した場合は直ちに担任に申し出て、破損届・修理申請伝票を提出する。
- (5) バッジ・生徒手帳等を破損または紛失した場合には、バッジ・生徒手帳購入許可願を提出し、許可をうけて購入する。
- (6) 校内外で掲示、印刷物配布、集会及び団体の結成やその参加などについては事前に学校の許可を必要とする。
- (7) 清掃美化に徹するとともに、よごさないよう心がける。
- (8) 次のことは禁止する。
  - ア 飲酒、喫煙、暴力、薬物乱用等、法にふれること。
  - イ 原付自転車、自動二輪車、自動車等の運転および免許の取得。
  - ウ 金銭の無断徴収、金品の授受・貸借。
  - エ いじめ・いやがらせ（インターネット上も含む）。
  - オ SNSに関わる問題（不適切な投稿等）。
  - カ 携帯電話（スマートフォン）の許可なしでの校内使用。
  - キ ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）の校内持込。
  - ク 教育活動に不必要な物品の持込。
  - ケ 校内でガム・菓子などを食べること。

## 8 服装規定の見直しの手続き

- (1) 生徒会は、生徒心得や服装規定の変更（追加、改定及び廃止）について、生徒会役員会の審議を経て、生徒議会の承認を得た後、校長に対して校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく要求があったとき、又は校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、校務委員会等でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等から意見及び校務委員会等での議論、本校の教育目標及びスクール・ポリシーを踏まえ、生徒心得や服装規定の変更について決定する。